



岡情審査第13号

令和8年6月17日

岡山市長 様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会長 田代 滉



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年3月21日付け岡消総第4263-2号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「火災原因判定書（様式第11号）令和 年 月 日岡山市

隣接建物火災に係る調査書類」に対して、一部開示決定処分とした決定に対する審査請求についての諮問。

第1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市消防長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和7年2月18日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づいて、「火災原因判定書（様式第11号）令和○年○月○日岡山市○○○○○○○○○○隣接建物火災に係る調査書類」（以下「本件公文書」という。）について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、実施機関は、同年3月4日付けで、本件公文書について、条例第5条第2号に規定する法人情報に該当し、また、個人の氏名、申述に関する情報、建物内部の情報については、同条第1号の個人情報に該当することから、当該情報を非開示とする一部開示決定を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、令和7年3月12日付けで、本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和7年3月21日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

審査請求書、反論書によると、請求人の主張はおおむね次のとおりである。

本件公文書は、黒塗り部分が7割以上あり、全く原因が分からない。何が原因で出火したのか知りたいと思うことは、火災被害者として当然であり、当社には、知る権利がある。また、実施機関は請求があれば被害者に火災原因を伝える義務がある。

火事元は事業を営む個人であり、火事が発生した場所で営業していたので、火事元者の個人情報も公開情報である。

火事原因は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報に該当するので、被害者に公開されなければならない。

2 実施機関の主張要旨

弁明書によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

本件非開示部分は、出火建物及び出火箇所の特定につながる内容、出火原因の特定につながる内容が記載されている箇所である。

非開示部分のうち、個人の氏名、申述に関する情報及び建物内部の情報等は個人のプライバシー情報に該当するため、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、非開示とする判断を行ったものである。また、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報は、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非開示とす

る判断を行ったものである。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

火災調査は、消防法（昭和23年法律第186号）第31条から第35条の4までに規定する権限及び義務に基づき行われ、その目的は、岡山市火災調査規程（令和5年3月14日消防訓令甲第2号）第2条で、「将来の火災を予防する施策及び警防の対策に必要な基礎資料となる実態を記録するため、全ての火災の原因を究明するとともに損害を数値化し、その分析結果を市民へ分かり易く伝え、もって市民生活の安全を図ること」とされている。

本件公文書である「火災原因判定書」は、火災調査の書類に記載されている見分事実や鑑識結果、関係者の申述等を引用し、出火原因の結論とその判定に至るまでの考察、判断を記載した書類である。

2 基本的な考え方

請求人は、火災原因の開示を主張しているのに対し、実施機関は、本件公文書の非開示部分に、出火建物及び出火箇所の特定につながる内容、出火原因の特定につながる内容が記載されており、条例第5条第1号及び第2号に該当すると主張している。よって、当審査会は、条例第5条第1号及び第2号についての該当性を検討する。

3 条例第5条第1号の該当性について

(1) 条例第5条第1号本文の該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

当審査会で本件公文書を見分したところ、条例第5条第1号に該当するとして非開示とされているものは、ア個人の氏名、イ火災調査の際の立会人等の申述、ウ建物内部の構造、焼損状況及びエ調査報告書内で使用されている建物の位置番号であった。以下、各情報が条例第5条第1号に該当するか検討する。

ア 個人の氏名は、特定の個人を識別し得る情報であり、同号に該当する。

イ 申述は、火災の関係者から得た供述・証言の内容であり、その性質上、当該関係者の日常生活の状況、建物内での行動、その他の個人の生活領域に深く踏み込んだ情報を含むものである。このような情報を公にした場合、火災現場の状況や火災発生時刻等の具体的な事実と結びつくことにより、当該申述が誰のものであるかが特定されるおそれがある。したがって、申述に関する情報は、個人識別情報であり、同号に該当する。

ウ 建物内部の構造、焼損状況は、当該建物の所有者又は使用者の財産

の状態を具体的に示す情報であり、これを公にした場合、建物の所在地やその他関連情報と照合することにより、当該建物の居住者又は所有者である特定の個人の識別に結びつくこととなるおそれがあるため、個人識別情報であり、同号に該当する。

エ 建物の位置番号は、それ単体では特定の個人を識別する情報とはいえないが、様式第6号実況見分調書及び様式第7号建物配置図と照合することにより、当該建物の所有者又は居住者である特定の個人を識別することができることとなる情報である。したがって、個人識別情報であり、同号に該当する。

(2) 条例第5条第1号ただし書アの該当性について

条例第5条第1号ただし書アは、個人情報であっても「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、開示しなければならないと規定している。

実施機関が「建物内部の情報」として非開示とした部分のうち、建物外部から通常の視点において目視可能であったと認められる外観上の事実については、何人も容易に入手することができる状態におかれている情報であることから、ただし書アに該当し、開示すべきである。

(3) 条例第5条第1号ただし書イの該当性について

請求人は、条例第5条第1号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとして開示を求めている。これは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより

保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、開示することを定めたものである。しかし、請求人が火災被害者として火災原因を知りたいという希望のみをもって、当然に同号ただし書イの要件を充足するとは認め難い。また、個別の火災調査書類のみを公開しても火災の再発を防止できるものではないことから、これをもって人の生命等を保護するために公にすることが必要な情報であるとも認められない。したがって、同号イのただし書には該当しない。

4 条例第5条第2号の該当性について

(1) 条例第5条第2号本文の該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

本件公文書で、条例第5条第2号に該当するとして非開示とされているものは、ア焼損状況、イ建物内部の設備、配置及びウ調査報告書内で使用されている建物の位置番号である。以下、各情報が条例第5条第2号に該当するか検討する。

ア 建物の焼損の範囲、程度に関する情報は、当該法人等が被災者であるか、又は火災の発生に関与したものであるかを特定し得る情報と認められるものである。これを公にすることは、当該法人等が火災被害

を受けたこと、又は火災を発生させたという事実を社会に知らしめることとなり、實際上、火災の予防及び防火体制について不備があったか否かに関わらず、これらについて不十分であったとの認識を与え、当該法人等の名誉及び社会的評価の低下をもたらす情報を公開することにつながるといえる。よって、当該法人等のその他正当な利益を害するおそれがあるため、同号に該当する。

イ 建物内部の設備、配置等に関する情報は、財産及び火災による損害といった法人等の内部管理に属する事項と認められる情報であり、また、火災発生前後の設備の状態や管理状況が公になることで、實際上、当該法人等の安全管理体制の不備があったか否かに関わらず、こうした不備を推知させるおそれがあるため、同号に該当する。

ただし、実施機関が「建物内部の情報」として非開示とした部分のうち、建物外部から通常の視点において目視可能であったと認められる外観上の事実については、不特定多数の者が現認し得た客観的事実であり、これを公にすることによって当該法人等の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

ウ 建物の位置番号は、様式第6号実況見分調書及び様式第7号建物配置図と照合することにより、当該建物の所有者や使用者を特定することができる情報である。よって番号を公にした場合、どの建物が出火建物であるか本件公文書から明らかになってしまうため、同号に該当する。

(2) 条例第5条第2号ただし書の該当性について

請求人は、条例第5条第2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財

産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するとして開示を求めている。これは、企業等の事業活動が社会に悪影響をもたらすおそれがあると認められる場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該事業情報を開示することを定めたものである。しかし、当該事業情報が人の生命、健康、生活又は財産に具体的かつ現実的な危険を及ぼすおそれがあると認められる事情は見当たらず、また、請求人の主張からも、開示がこれらの保護のために必要であると評価し得る特段の根拠は認められない。したがって、本件情報は条例第5条第2号ただし書には該当しない。

5 その他

なお、請求人はその他縷々主張するが、本件処分の判断に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上の理由により、当審査会は、第1記載のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和7年 3月21日	諮問書の收受
令和7年 4月10日	請求人側反論書の收受

令和7年12月22日	審議
令和8年 1月15日	処分庁から関係資料收受
令和8年 1月26日	審議
令和8年 2月26日	審議
令和8年 3月26日	審議
令和8年 4月27日	審議
令和8年 5月11日	処分庁から主張書面收受
令和8年 5月25日	審議
令和8年 6月17日	答申

別表

本件公文書で非開示と決定した部分のうち、開示すべき情報

2ページ	8行目3文字目から8文字目
8ページ	4行目16文字目から5行目3文字目
20ページ	5行目17文字目から6行目3文字目
23ページ	2行目2文字目から3行目20文字目(建物番号を除く)
23ページ	4行目2文字目から5行目15文字目(建物番号を除く)
30ページ	23行目17文字目から24行目5文字目
31ページ	16行目7文字目から21文字目
32ページ	3行目17文字目から4行目17文字目

※注意点

- 1 「、」、「。」、「（）」は、1文字と数える。
- 2 文字のスペースは数えない。
- 3 行の文字数は、全て左から数える。